

|        |                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 議会受付番号 | 鎌議第 1575 号                                          |
| 質問者    | 渡邊 昌一郎 議員                                           |
| 答弁する者  | 市 長<br>(都市整備部建築住宅課)<br>(経営企画部経営企画課)<br>(都市調整部建築指導課) |

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

空き家住宅紹介システムの構築について

### 2 質問の要旨

都市整備部においては空き家活用方法について「空き家住宅紹介システムの構築」について検討・実施されていると聞き及んでいますが、今までの成果と今後の方針についてお伺いしたい。

また、今後、オリンピック・パラリンピックの開催に向けて空き家を簡易宿泊所に変更できないかをお伺いしたい。

鎌倉市内の崩壊寸前の空き家対策については今までどのような対策を講じてきたか。  
また、今後はどのようにしていくのか。

### 3 答弁

空き家住宅紹介システムの構築は、第2次鎌倉市住宅マスタープランの若年ファミリー層の転入促進と転出抑制の住宅施策として、調査・研究しましたが、費用対効果や行政の住宅市場への介入などの課題があり、実施を見送りました。

今後は、現在実施している空き家実態調査の結果を検証し、本市の実情に合った空き家の利活用の方策を検討します。

宿泊施設の少ない本市において、オリンピック・パラリンピックの開催に向けた宿泊施設の確保は、大きな課題だと認識しています。

空き家を活用した民泊については、国が旅館業法をめぐる規制緩和に取り組んでいるほか、県では、国家戦略特区における旅館業法の特例措置に係る条例の制定に向けて、検討を行

う意向が示されています。このため、県の動向を注視しながら、効果的な推進方法を研究していきます。

平成 27 年 10 月末現在、建築指導課で把握している老朽化空き家は 3 件あり、行政指導等の対応をしています。

その中の 1 件は、平成 23 年度から対応していて、建築物所有者に対して安全確保の措置についての行政指導、勧告を行ってきているところですが、所有者が高齢であることから、適切な措置は未だ実行されていない状況です。なお、前面道路の通行者への安全対策としては、県道の管理者である神奈川県藤沢土木事務所が防護ネットを設置しています。

今後は、平成 27 年 5 月に空き家対策特別措置法が施行されたことを受け、関係課で調整し対応していくこととなりますが、引き続き建築物所有者に行政指導等を行うとともに、土地所有者とも協議を行っていく予定です。